

「MJS AI 仕訳」 サービス利用規約

本サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社ミロク情報サービス（以下「当社」といいます。）が「MJS AI 仕訳」の名称でオンライン、ウェブベースにより提供する自動仕訳ツールとしてのアプリケーションサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件等を定めるものです。

本サービスにおいてオンライン、ウェブベースで提供されるアプリケーション（以下「本サービス用アプリケーション」といいます。）は、Microsoft Corporation（アメリカ合衆国に本社を置くコンピュータ・ソフトウェア会社。以下「MS」といいます。）が提供するプラットフォーム Microsoft Azure™ の上で動作するアプリケーションです。なお、お客様は、本サービス等を利用する間、本規約に承諾しているものとみなされます。

第1条（定義）

本規約における用語の定義は、別段の定めがあるものを除き、以下の各号に定めるところによります。

- （1）「お客様」とは、原契約を別途当社と締結のうえ、本規約に承諾する公認会計士、会計事務所、監査法人、税理士、税理士事務所、税理士法人、会社その他の法人、組合又はこれらに準ずる事業体を意味します。
- （2）「会計事務所ユーザー」とは、会計事務所向けシステムを使用しているお客様を意味します。
- （3）「関係会社」とは、原契約に基づいてお客様と当社が認めたお客様の子会社若しくは関係会社であって、企業向けシステムを利用するものを意味します。
- （4）「顧問先」とは、会計事務所ユーザーに対して顧問業務を委託している個人、会社その他の法人、組合又はこれらに準ずる事業体を意味します。
- （5）「本サービス利用契約」とは、本サービス等の利用に係るお客様と当社との間の契約をいい、原契約及び本規約の内容を含みます。
- （6）「連携ソフトウェア」とは、本サービスと連携する、当社指定のソフトウェアを意味します。
- （7）「会計事務所向けシステム」とは、連携ソフトウェアのうち会計事務所向けとして当社が指定するソフトウェアを意味します。
- （8）「企業向けシステム」とは、連携ソフトウェアのうち企業向けとして当社が指定するソフトウェアを意味します。
- （9）「原契約」とは、お客様が連携ソフトウェア又は本サービスを導入する際に当社と取り交わした MJS システム導入契約書並びにこれに付帯する MJS システム導入契約条項及び別紙ソフトウェア明細書、MJS システム月額使用料プラン申込書及び当該申込書記載の MJS システム使用料プラン契約条項を意味します。
- （10）「本サービス等」とは、本サービス及び情報連携サービスの総称を意味します。
- （11）「情報連携サービス」とは、当社が提供するサービスで、連携対象サービスによって生成される連携対象データの取得及び連携ソフトウェアへの取り込みを可能にする、MJS-Connect その他当社が指定するサービスを意味します。
- （12）「情報連携サービス用サーバー」とは、情報連携サービスを提供するために当社が運用するサーバーを意味します。
- （13）「連携対象サービス」とは、お客様、関係会社又は顧問先がその取引情報、口座残高情報、収支情報、財務情報その他の経営情報の取得・管理等を目的として利用するサービスであって、情報連携サービスに対応しているものとして当社が別途指定するものを意味します。
- （14）「連携対象データ」とは、お客様、関係会社又は顧問先が連携対象サービスを利用することによって生成される取引明細データ、口座残高データ、財務データその他の電子データのうち、お客様又は関係会社が情報連携サービスを通じて取得及び連携ソフトウェアへの取り込みが可能なものとして、当社が別途指定する項目のデータを意味します。
- （15）「AI-OCR」とは、連携ソフトウェアの一部で利用することが可能な情報連携サービスであり、電子データ化された通帳、領収書又はレシート等に記載された文字を読み取り、連携対象データとして本サービスに取り込む機能を意味します。
- （16）「利用者」とは、お客様又は関係会社のもとで連携対象サービスを利用する個人（お客様又は顧問先の従業員、コンサルタント、受託者及び代理人が含まれます。）であって、お客様が当社の定める方法により情報連携サービス用サーバーに連携対象サービスの利用者として登録したものを意味します。

第2条（本サービスの機能及び利用）

1. 本サービスは、一定のアルゴリズムに基づき、当社があらかじめ設定した標準の仕訳ルール又はお客様が事前に設定した仕訳ルールに従い、お客様又は関係会社が情報連携サービス用サーバーにアップロードした連携対象データの該当箇所を機械的に抽出し、当該仕訳ルールに紐づけられた一般的な情報を提示することにより、お客様及び関係会社の仕訳業務を支援するものです。
2. 本サービスと連携して利用することができるシステムは、連携ソフトウェアに限られます。
3. お客様及び関係会社は、連携ソフトウェアから本規約に同意することにより、本サービスを利用できるものとします。
4. お客様及び関係会社は、当社と別途有償契約を締結することにより AI-OCR を利用することができるものとします。AI-OCR の対象書類と利用件数のカウント方法、利用可能件数の内訳、利用料金及び支払方法の詳細は、別紙に記載する通りであり、お客様の選択した料金体系は別紙ソフトウェア明細書に表示されます。
5. 関係会社が本サービスを利用する場合、お客様は当該関係会社に原契約の内容及び操作マニュアルの内容を説明し、本規約が必要とする範囲でこれを遵守させるものとします。また、当該関係会社による本サービスの利用に関する行為は、すべてお客様による行為とみなされ、お客様は本サービスに係る料金の支払い、その他本規約に基づく一切の責任を負担します。
6. 前項の他、本サービスの利用に係る行為は、すべてお客様による行為とみなされ、お客様は、本サービスに係る利用料金の支払いその他本サービス利用契約に基づく一切の責任を負担します。
7. お客様及び関係会社は、本サービス利用契約が、将来において特定の機能又は特徴が提供されることを条件とするものではなく、また当社の将来の機能又は特徴に関する口頭又は書面のコメントに依拠するものではないことに同意するものとします。

第3条（情報連携サービスへの登録）

情報連携サービスを利用するためには、当社が別途定める方法により利用者として登録されることが必要です。

第4条（連携対象データの提供、消去等）

1. 当社は、お客様又は関係会社により本サービス等を利用する過程で情報連携サービス用サーバーにアップロードされた連携対象データ及び本サービスによって作成された仕訳データ（以下「データ等」といいます。）を、本サービス等の機能改善、精度向上その他利便性向上のためにのみ使用します。当社は、データ等にお客様、関係会社又は顧問先の重要な情報が含まれていることに鑑み、データ等に含まれる一切の情報をいかなる手段・方法をもってしても、他のお客様に提供しないものとします。
2. 本サービス利用契約の終了又は解除後において、当社はお客様、関係会社又は顧問先のデータ等を全て消去するものとします。
3. 当社は、本条に基づいてデータ等を消去したことによってお客様、関係会社又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、それを賠償する義務を負わないものとします。
4. お客様又は関係会社は、前各号の定めに関わらず、当社が各お客様から提供を受けたデータ等から二次的に生成したコーパス（画像や文書を解析して生成されるテキストデータ）、学習用データセット及び学習済みモデルについて、各お客様のデータ等を統合し本サービス等において生成するものであることから、消去が不可能であることを了承します。
5. 本サービスによって作成された仕訳結果（以下「仕訳結果」といいます。）の保存については、お客様又は関係会社の責任で行うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
6. 当社は、お客様又は関係会社が当社に提供したデータ等及び仕訳結果を、当社の裁量で、本サービス等の提供及び運用、サービス内容の改良及び向上、本サービス等の利用状況の把握等の目的のために利用し、又はお客様若しくは個人を特定できない形での統計的な情報として、新サービスの開発その他の目的のために利用することができるものとします。

第5条（保証及び免責）

1. 以下各号の場合を除き、当社は、本サービス等をお客様及び関係会社が利用できるよう提供する商業上合理的な努力を行います。
 - (1) 本サービス等を提供するための当社、MS等のシステムの維持、管理、点検又は保守等により生じた計画停止。ただし、当社は、お客様に対し、計画停止を本サービス経由又は原契約に定める方法で7日前を目安に通知します。
 - (2) 当社の合理的管理を超える状況（統治行為、地震、水害、洪水、津波、噴火その他の天災地変、火災、停電、戦争、暴動、内乱、騒乱、テロ行為、ストライキその他の労働争議、インターネットサービスプロバイダの障害若しくは遅延、電気通信サービスの停止、輸送機関の事故、法令の改廃若しくは制定、公権力による命令その他の処分及び統治行為を含みますが、それらに限定されません。以下「不可抗力」といいます。）により生じた稼働停止。
2. 本サービス等は、本サービス等の基盤となるMS等のサービスの利用上の制限（例えば、MSによる定期メンテナンスの実施及び本サービス等を経由してMSに対して行うAPI呼出しの上限到達に伴うアクセス制限を含みます。）を受ける場合があります。お客様及び関係会社はかかる制限につき異議を述べないものとします。
3. 第1項にかかわらず、当社は、お客様及び関係会社に対して義務又は責任は一切負担することなく、本サービス等の全部又は一部を任意に変更又は廃止することができます。ただし、当社が本サービス等の全部を廃止する場合、当社は、原契約に定める方法でお客様に通知し、前払いを受けた本サービス等の料金（もしあれば）のうち残存期間分を月割でお客様に返還します。
4. 本サービス利用契約に明示的に規定されている場合を除き、何れの当事者も、相手方当事者に対し、明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、いかなる種類の保証も行いません。特に、当社は、本サービス等に係る商品性、完全性、正確性、確実性、有用性、特定目的への適合性及び第三者の権利の非侵害を保証するものではありません。また、当社は本サービスが作成する仕訳その他の結果について、何ら法的サービス又は法的アドバイスを構成するものではなく、お客様及び関係会社は本サービスの特性を踏まえ、自己の判断と責任において本サービスを利用するものとします。
5. 何らかの理由により当社がお客様又は関係会社に対して責任を負う場合であっても、当社が責任を負う範囲は、責任原因とされた本サービス等について過去1年間にお客様が当社に支払った本サービス等の利用料金の金額をもってその上限とし、又、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益について賠償する責任を負わないものとします。
6. 本サービス等に起因又は関連してお客様又は関係会社と顧問先その他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等について、当社は一切責任を負いません。
7. 本サービス等又はその利用に関わる当社の責任の範囲は、本条で定められた保証をもってすべての責任とします。なお、次の各号に掲げる事由（ただし、これらに限られません。）は、当社の責めによらない事由であり、当社はそれによる損害、損失又は費用について責任を負いません。
 - (1) 不可抗力
 - (2) 当社の電気通信設備に属さない設備又は運用環境（インターネット接続サービスその他の電気通信サービスを含みます。）における瑕疵又は欠陥
 - (3) 第三者の供給する電気通信設備その他の設備（入出力装置を含みます。）及びソフトウェアにおける瑕疵又は欠陥
 - (4) 第三者からコンピュータウイルス対策ソフトを入手して設備機器を保護していたにもかかわらず生じたコンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラム（これらの含まれるファイル等を含みます。）の侵入及び感染
 - (5) 本サービス等に対する第三者による不正アクセス、ハッキング又はクラッキング等
 - (6) お客様、関係会社又は第三者による本サービス等に関連した情報の不正利用

第6条（お客様の責任）

1. お客様及び関係会社は、以下の責任を負うものとします。
 - (1) お客様は、自身及び関係会社による原契約、本規約及び操作マニュアルの遵守について責任を負うこと。関係会社は、自身による、

本規約及び操作マニュアルの遵守について責任を負うこと。

- (2) お客様及び関係会社のデータの正確性、安全性、完全性、合法性、及びお客様がお客様データを取得した方法について、すべての責任を負うこと。
 - (3) 本サービス等の不正アクセス、ハッキング、クラッキング又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行い、不正アクセス、ハッキング、クラッキング又は不正利用を発見したときには、速やかに当社に通知すること。
 - (4) 本サービス等の利用に必要な電気通信設備、インターネット接続環境その他の設備を、お客様又は関係会社の費用で準備し、維持すること。
 - (5) 本サービス等を、本サービス利用契約、操作マニュアル並びに番号法その他の適用ある法令及び政府規制に従ってのみ利用すること。
 - (6) 本サービス等の利用において番号法により必要とされる場合、お客様又は関係会社と第三者の間において番号法により必要とされる規定を含む個人番号関係事務の委託に係る契約を締結すること。
 - (7) 前号のほか、個人番号の安全管理措置を講じる義務、個人番号関係事務の委託先を監督する義務その他の番号法に基づく義務を履行すること。
2. 本サービス等の利用のためにお客様又は関係会社で使用又は準備するシステム内のデータのバックアップ及びセキュリティ確保の責任は、お客様又は関係会社にあるものとします。当社は、当該システム又は当該システム内のデータの破壊、滅失、消失、紛失又は盗難による損害、損失若しくは費用又はそれらにより発生し得るお客様及び関係会社の機会損失について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、いかなる補償もしません。
3. お客様及び関係会社は、以下のことを行わないものとします。
- (1) お客様及び関係会社以外の者に本サービス等を利用させ、又は本サービス等にアクセスさせること。
 - (2) 本サービス等を販売、再販、賃貸又はリースすること。
 - (3) 本サービス等を、権利侵害、名誉毀損その他の違法若しくは不法な内容又は第三者のプライバシーの権利を侵害する内容を保存又は送信するために利用すること。
 - (4) 本サービス等を、ウィルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬及びその他の有害又は悪質なコード、ファイル、スクリプト、エージェント又はプログラムを保存又は送信するために利用すること。
 - (5) 本サービス等の提供に必要な設備、機器若しくは施設の管理運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為をすること。
 - (6) 本サービス等又は本サービス等に含まれる第三者のデータの完全性、安全性又は性能を妨害又は混乱させること。
 - (7) 本サービス等又はそれに関連するシステム又はネットワークに対する不正アクセス、ハッキング又はクラッキングを試みること。
 - (8) 本サービス等の一部又はそのコンテンツを複製又はミラーリングすること。ただし、お客様自身のイントラネット上に複製若しくはフレームする場合その他お客様自身の内部事業目的での複製又はフレームは除きます。
 - (9) 本サービス等のリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルをすること。
 - (10) 以下の目的のために本サービス等にアクセスすること。
 - (a) 本サービス等の可用性、性能、機能の測定その他のベンチマークの目的。
 - (b) 本サービス等と競合又は派生する商品又はサービスの開発、提供その他の競合目的。
 - (c) 本サービス等の特徴、機能若しくはグラフィックスのコピーの目的。
4. 当社は、お客様又は関係会社が前項に掲げる行為を行っている可能性があると判断した場合、お客様又は関係会社に対する本サービス等の提供の停止その他当社が適切と考える措置をとることができます。なお、当該措置を実施したことによってお客様、関係会社又は第三者に損害、損失又は費用が発生した場合でも、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は何ら責任を負いません。
5. お客様又は関係会社が当社の商品又はサービスと競合する商品又はサービスを提供する者である場合、お客様又は関係会社は、本サービス等を利用することができません。

第7条（財産権）

1. 当社は、本規約に明示的に規定された本サービス等の限定的なライセンスをお客様及び関係会社に許諾するものであり、それ以外の本サービス等に関するすべての権利及び利益（すべての関連する知的財産権を含みます。）を留保します。当社は、本サービス利用契約に基づき、お客様又は関係会社にいかなる権利も譲渡するものではありません。
2. 当社は、お客様及び関係会社が本サービス等の運用に関して提供するすべての提案、改善の要請、提言若しくはその他のフィードバックを利用し、又は本サービス等に組み込むことができる、無償、全世界的、譲渡可能、再使用許諾可、取消不能の永続的権利を有するものとします。

第8条（本規約の変更）

1. 当社は、その任意の判断により、本規約を変更することができます。その場合、当社は、お客様に対し、変更の2か月前までに原契約に定める方法で通知します。
2. お客様は、前項の通知がされてから2か月以内に当社に通知することにより、本サービス利用契約を解約することができます。この場合、当社は、お客様に対し、前払いを受けた本サービス等の料金（もしあれば）のうち残存期間分を月割でお客様に返還するほかは、いかなる補償金、損害賠償金等の支払義務を一切負わないものとします。
3. 前各項にかかわらず、当社が通知した本規約の変更の結果、いかなるお客様についても本サービス等の利用のために負担すべき費用が増加しない場合又はその他いかなるお客様についても不利益が生じない場合、当該変更は、第1項に基づく通知が行われたと同時に、その効力が生じるものとします。

第9条（その他）

本サービス等の利用にあたり、本規約に定めのない事項は、原契約の定めに従うものとします。なお、本規約と原契約に矛盾・抵触する事項がある場合、その矛盾・抵触する事項に限り、本規約が優先するものとします。

以 上

2021年4月1日制定
2023年7月23日改定
2023年8月2日改定
2024年4月1日改定
2024年6月16日改定
2024年12月16日改定
2025年4月1日改定

1. AI-OCRの対応書類と利用件数のカウント方法

対応書類	利用件数のカウント	備考
レシート・領収書	1枚/1件	1枚ずつカウントします。 例：レシート画像2枚の場合、2件
通帳	1ページ/1件	1ページ内の取引明細が複数行あっても1件としてカウントします。 例：1ページに10行ある場合、1件

2. 連携ソフトウェア別 AI-OCR の利用条件及び利用料金

[かんたんクラウド]

利用条件	利用可能件数	利用料金	その他
有償利用（別契約必要・利用可能件数上限制）	50件/月	500円/月	1契約あたり毎月50件を利用可能件数の上限とし、利用可能件数を超過して利用することはできません。 利用可能件数を追加する場合は、月に最大999契約（49,950件）まで契約することが可能です。

[ACELINK NX-Pro 及び ACELINK NX-CE]

利用条件	利用可能件数	利用料金	その他
有償利用（別契約必要）	1件~/月	10円/1件	従量課金制

3. ACELINK NX-Pro 及び ACELINK NX-CE における AI-OCR の利用料金の支払条件

当社所定の手続きによる口座自動振替又は現金振込

口座自動振替：口座自動振替日は振替月23日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

利用料金の口座自動振替日は、原契約の定めに関わらず、当月分の利用件数を末日で締めて集計し、締日の翌々月23日となります。

締日までに手続きが完了しない場合は、口座自動振替手続きが完了した月の翌月に引き落しさせていただきます。

現金振込：利用料金の現金振込は、原契約の定めに関わらず、当社は当月分の利用件数を末日で締めて集計して翌年度の請求書にてお客様に請求し、お客様は締日の翌々月末日までに当社が指定する銀行口座に支払うものとします。なお、振込手数料はお客様の負担とします。